

## 日本道路公団における J.V. の問題点

麦田 晴彦\*

### 1. はじめに

日本道路公団の最近 3 年間にわたる支出予算をみると、予算現額においては、昭和 44 年度に約 2910 億円、45 年度に約 3706 億円、46 年度に約 4849 億円と急速な伸びを示している。そのうちの工費関係についても同様であり、予算現額で昭和 44 年度に約 639 億円、45 年度に約 935 億円、46 年度に約 1625 億円となっている。

しかしながら反面において、役職員定員数は昭和 44 年度に 6468 人、45 年度に 6597 人、46 年度に 6662 人となっており、職員の増加は事業量の増大に比して著しく低率となっている。

このように、事業量の急激な増大に比較して、技術職員の増員がこれに伴わなかったため、相対的に技術職員は減少しており、名神高速道路においては、1 kmあたり 3.4 人、東名高速道路においては 1 kmあたり 1.6 人の技術職員が、工事事務所以下の現場に配置されていたものが、現今的新規高速道路においては、1 kmあたり 0.5~0.8 人であり、東名高速道路時代の 1/3 の技術者しか現場にいない状況である。

そこで、この技術職員の絶対数の不足を補うため、建設コンサルタントに公団側の監督に関する現場技術業務を委託しているが、このような施工管理委託の方法を採用しても、なお 1 km あたり 0.3 人程度の増強しか期待できないところである。

このような工事量の増大に対処して、設計外注の促進および標準設計の活用、責任施工制度の推進等、諸種の省力化・能率化の対策をはかってきているが、その一環として工事発注単位を拡大することにより、発注事務・支払事務、とくに設計積算の件数を減少させるとともに、

施工の効率化をはかっている。なお、このように工事を大規模化することによって、受注業者から優秀な職員の派遣を期待することができることともなる。大規模工事は、請負業者に単独で発注するよりも、Joint Venture（2 以上の請負業者が 1 の工事を施工するためにとられる共同請負方式。共同企業体ともいう。以下 J.V. と記す）に発注したほうが好ましい場合が多い。表-1, 2 のとおり、公団においても大規模工事の過半数は、J.V. に発注している。

参考までに公団が最近発注した工事の規模について述べると、公団本社で請負業者を指名する工事（設計金額

表-1 昭和 45, 46 年度道路土工工事契約一覧表

等級組合せ 契約金額 (億円)	A 等級業者 単独 (件数)	B 等級業者 単独 (件数)	A 等級業者 と B 等級業者 (件数)	A 等級業者 と B 等級業者 (件数)	A 等級業者 と C 等級業者 (件数)	計 (件数)
20 以上			2			2
			4			4
20 未満						
18 以上			3			3
18 未満			5	1		6
16 以上			6			6
16 未満			3			3
14 以上	3		11			14
14 未満			4			4
12 以上	3		10			13
12 未満			7	1		8
10 以上	3		8		2	13
10 未満			8		2	10
8 以上	3		6	5	5	19
8 未満			9	1	1	11
6 以上	5		3	2	4	14
6 未満	7		8	3		18
4 以上	7					7
4 未満	13	3		1	1	18
2 以上	16	1	1			18
2 未満		1		1		2
	1					1
計	20 (40%)	4 (5%)	46 (56%)	8 (10%)	4 (5%)	82 (100%)
	41 (37%)	1 (1%)	52 (46%)	7 (6%)	11 (10%)	112 (100%)

注: ① 上欄は昭和 45 年度件数、下欄は昭和 46 年度件数（ただし、昭和 47 年 1 月末日現在）。

② 公団本社が指名業者を決定する工事のみについて記載した。

\* 日本道路公団調達用地部長

表-2 昭和45、46年度舗装工事契約一覧表

等級組合せ 契約金額 (億円)	A等級業者 単 (件数)	A等級業者 と A等級業者 (件数)	A等級業者 と B等級業者 (件数)	計 (件数)
10 以上	4	3		3
		7		11
10 未満				
8 以上				
8 未満		5	1	6
6 以上				
6 未満		3	1	4
4 以上				
4 未満	4		1	5
2 以上	3			3
2 未満	3			3
1 以上	6			6
計	7 (34%)	11 (52%)	3 (14%)	21 (100%)
	13 (65%)	7 (35%)		20 (100%)

注：① 上欄は昭和45年度件数、下欄は昭和46年度件数（ただし、昭和47年1月末日現在）。

② 公団本社が指名業者を決定する工事のみについて記載した。

で土工は2億円以上。舗装・鋼橋・P C橋は1億円以上。建築・電気工事は5000万円以上）の1件あたり平均請負金額は、土工工事で昭和44年度は6億4600万円、45年度は7億9400万円、46年度（12月までの実績）は10億1200万円となっており、舗装工事においては、昭和44年度は3億1000万円、45年度は5億5700万円、46年度（12月までの実績）8億9300万円となっており、いずれも大規模化の傾向がみられる。

## 2. J.V. の利点

次に工事をJ.V.で施工する場合の利点として次のようなものが考えられる。

### （1）施工能力の増大

J.V.の構成員が資本・技術・資材・機械・労務等をそれぞれ提供しあい、それぞれの持ち味を出し合うことによって、長短互いに補完することができれば、その構成員が、それぞれ単独に施工する場合に有する能力の総計よりも、施工能力が強化増大されることは明白なことである。このため、公団においては、請負業者が単独で請負う場合の受注工事規模限度額よりJ.V.の構成員の一員となって分担することができる受注工事限度額を引き上げている。

### （2）請負の危険負担の分散

建設業は見込産業ではなくあくまで受注産業であり、指名から入札までの期間は短く、かつ採算等を検討する

余裕は比較的少ない。また、土木工事の場合には現場の地質・地下水の状況等アンノンファクターが多いため、必ずしも見積りどおり施工できず、企業的に大きな危険を伴う業種であって、工事を請負業者が単独で受注した場合には、その工事が大規模であればあるほど、不測の事態が発生すると、事業損失がはなはだ大きくなり、工事を続行することが不可能なことにも立ち至ることがある。しかしながら、この場合にJ.V.で施工していたならば、たとえ損失をこうむっても構成員の全員がそれぞれ分担することとなるので、企業にとって致命的打撃とはならないですむ場合がある。このため、工事が大規模化すればするほどJ.V.での施工を発注者・受注者ともに要望することとなる。

### （3）技術の向上と経験の増大

J.V.の構成員が、それぞれ得意とする技術能力を持ち寄って工事を施工すれば、その結果、当然に優秀な工事のできばえとなって現われてくることは、申すまでもないことである。

このほかに、工事が特殊なものであるとか、精度の高いものを必要とする場合には、その工事を施工するにふさわしい技術と経験を持つ請負業者に施工させれば、安全にかつ確実な施工を期待することができるが、しかしながら、そのような少数の優秀業者のみがむずかしい工事を施工しておれば、他の請負業者が育成されず、事業量の増大が急激な場合には、その事業量を円滑に消化することが不可能となってくる。したがって、発注者においても、受注者においても、平素より少しでも多くの請負業者がより高度の技術と経験をもつよう心がけなければならない。このためには工事の内容によって、いまのところでは技術もあまり優秀とは認められず、また経験も豊かでない請負業者であるが、将来育成していく素地のあるものを技術水準が高く経験の豊富な業者と組み合せてその指導のもとに施工させることも必要である。

### （4）新技術を研究開発する機会をなるべく多数の請負業者に与えること

在来の工法では施工がむずかしい工事を施工するにあたって、最初に発注者と受注者と共同して、その工事を施工するための新しい工法を研究・開発してゆく試験工事・実験工事の施工にあたって、多くの高度の技術を有する請負業者に参加してもらう必要がある場合があるがこのようないわゆる工事もJ.V.で施工することとなる。

### （5）監督の徹底的実施、責任体制の明確化、請負業者の適正な選定等の理由により下請業者とせず、元請業者として取扱うこと

たとえば長大橋工事において、架設工事が重要なポイントとなっている場合、橋梁製作と架設は相互に関連性があり、分離発注することができないような場合には、これを橋梁製作業者に発注して、架設業者をその下請として作業させる方法をとったならば、監督が直接に下請業者としての架設業者に及ぼないこととなり、また責任体制から考えても事故が発生した場合、いずれの責任になるか明確でないこととなる可能性がある。さらに発注者が自己の責任において適当な架設業者を選定し、施工させる必要がある場合もあるが、このような場合には、橋梁製作業者と架設業者との J.V. で施工させるほうが適切と思われる。

#### (6) 各業者に対する発注工事量の調整

大規模工事を単独業者に発注した場合、大手業者であっても、その支社の平常の施工能力をこえる場合がおこりうるし、年間の受注計画を乱すおそれがある。大規模工事を単独で施工するためには、他支社または他業者から機械・資材・労務等の応援を必要とすることとなる。このように非平準的発注をして年間受注工事量に急激に大幅な波を与えることは、企業の計画的施工管理やその収益に重大な影響を及ぼすことになるので、建設業の育成からみて好ましいことではない。このような事態を防ぐためにも、J.V. 施工の方式を採用することを検討することも大切と思われる。

以上のように、工事とくに大規模工事を J.V. で施工することの利点は非常に多く、発注者においてもその活用を十分に考えなければならないが、その反面において J.V. の施工については、いまだにいろいろの欠点も見られる。

### 3. J.V. のかかえている問題点

建設業のように独立性の強い企業にあっては、J.V. の構成員間の利害関係の複雑さ、協調の困難さ、J.V. 運営上の責任の不明確さに起因して、単独業者で施工する場合に比較して、各種の紛争が生ずるおそれがある。以下に、J.V. で施工する場合に生ずる問題点を若干述べることとする。

#### (1) J.V. の法律上の取扱い

J.V. そのもの自身には法人格がなく、したがって法律行為能力を有しないから、工事契約上はその構成員が共同連帶して工事を請負うものであり、民法上の連帶債務を履行することである。したがって、J.V. は一法人として請負契約を締結するものではなく、その構成員の法

人または個人が、請負契約を締結することとなるので、J.V. の契約約款には J.V. の全構成員が連帶して工事を請負うことを明記しておかなければならぬ。わが国の J.V. もアメリカ合衆国で行なわれるよう、パートナーシップとして登記できるような措置を講ずる必要があるのでなかろうか。

#### (2) J.V. の結成時期

J.V. の結成時期には、年度当初に J.V. を結成して発注者に指名参加願を提出して、あらかじめ登録しておく場合と、工事が発注される時期になって、そのつどその工事を施工する目的をもって J.V. を結成して発注者に届け出る場合とがある。公団においては、発注する工事内容に応じて、そのつど適当な業者どうしで J.V. を結成する後者の方をとっているが、この方式をとる場合には、工事を発注する前に、その工事を予告して業者がその工事内容によってふさわしいパートナーを選んで J.V. を結成できるだけの猶予期間を与えなければならない。このことは、発注者にとっては工事予告、J.V. の受付および審査等、発注事務手続が煩雑となることである。また、建設省・県等で実施されているように、年度当初に J.V. を結成して発注者に指名参加願を提出しておく前者の方をとった場合には、年度中途において構成員のうちで、破産または請負契約の履行に関して不誠実な行為があり、有資格者業者としての欠格条項に該当した者が出了場合とか、経営状態が著しく悪くなつた場合には、その J.V. はその後次の指名参加願の受付まで受注できる機会を失ってしまい、他の構成員は不利をこうむることとなる。

#### (3) J.V. の構成員

J.V. 自体は法律行為能力を有しないから、請負契約上においては、構成員それぞれと契約を締結しなければならない。また、一般的にいって、官公庁においては、競争契約に参加できる者は、あらかじめ指名参加願を提出して有資格者名簿に登載されている者でなければならぬと規定されている。したがって、公団では J.V. の構成員は、すべて有資格者名簿に登載され、級別格づけされた者であることを要求しているが、発注者のうちには年度当初に J.V. として有資格者名簿に登載すれば、その構成員は必ずしも有資格者名簿に登載された者でなくてもよいような取扱いをしているところがある。

#### (4) J.V. の指名競争

J.V. の構成員を多く認めることは、施工監督がむずかしくなるばかりでなく、その工事を施工することを強く希望している業者どうしで一つの J.V. を結成し、指

名競争の効果をある程度制約するおそれもある。

#### (5) J.V. の施工管理

J.V. には、資本・資材・労務等を供出しあって、工事を分割しないで合同して施工する合同施工方式（完全 J.V. または甲型 J.V. という）と工区を分けて構成員が適当な区間を分担して施工する工区割方式（乙型 J.V. という）があることは周知のことである。

乙型 J.V. であっても、J.V. の代表者が主任技術者・現場代理人を一人ずつ選定して発注者に届け出ることになっており、発注者はその者に対して施工上の指示連絡をすればたりるよう契約上ではなっている。

しかしながら、J.V. の結合の強弱や適否等にもよるが、J.V. 自体が1年間または1件工事ごとに結成されるものであり、構成員から派遣された職員は、その構成員の企業上の利害関係に多かれ少なかれ影響され易く、また施工能力や技術の程度等についても差違があるので機動性や責任体制等に欠ける点もある。とくに、施工能力においてすぐれた者と劣った者との J.V. においては跛行的工程となり、全般の施工に重大な影響を与える場合もある。

したがって、乙型 J.V. で施工する場合に、実際には各構成員にも主任技術者・現場代理人の役割をする者を選定して、その者達に対して発注者が直接に指示・連絡することが多い。この場合には、J.V. の工事事務所も1か所でなく、構成員がそれぞれ独立して工事事務所を設けており、分担工事がそれぞれ単独工事で発注・施工されたと同じ結果になっていると認められるものもある。

次に、甲型 J.V. で施工する場合であっても、J.V. の代表者に対して J.V. としての考え方を質したとき、往々にして即答をさけ構成員全員で協議検討したすえ、しばらくして返答するように機動性に欠ける点もみられる。

また、甲型 J.V. の各ポストにそれぞれ各構成員から派遣された職員を割りあてて任命しているがで、その上下関係が臨時的なものであって、各職員の態度にその派遣された構成員の社風・営業方針が反映しており、J.V. として指揮・命令が徹底を欠いていたり、責任を互いになすりつけることもある。一般に勢力が拮抗している構成員によって結成されている J.V. にあっては、J.V. 運営の実際上の主導権をだれがとるかが問題であって、このため協調性に欠けるうらみがあり、J.V. としての意志統一が遅れることがある。たとえば、工事契約が締結されたあとでも各構成員の分担区分が容易にまとまらず、現場への乗込みが遅れた事例がある。

#### (6) J.V. に対する官公庁・資材業者・下請業者・労務者等の理解

乙型 J.V. が施工する場合に、労働・火薬関係事務についての関係官公庁への届出、資材業者・下請業者・労務者に対する契約の締結にあたっては、J.V. が法律上法人として認められておらず、信用が薄いために、構成員がそれぞれ分担工事について、その構成員の名義で行なっている。また、甲型 J.V. が施工する場合でも、これらの事務処理にあたっては、共同企業体の名義でなくその代表者の名義で行なわれている例が多い。これは、J.V. が臨時的なものであり、工事が完成すれば解散してしまうため、将来なんらかの問題が起きたときに、責任を追及できなくなるのを、相手方がおそれるためである。

#### (7) J.V. による施工中に発生した不測の事態に対する各構成員の協力

工事の施工中に生ずる不測の事態として、災害事故・倒産または経営悪化等のために発注者や第三者に損害を与えた場合や、発注者の用地買収の遅滞とか地元住民の工事反対運動のために工事を一時中止しなければならない場合が考えられる。第三者に対して損害を与えた場合には、その責任を負わなければならない構成員のみが損害賠償をしなければならないよう J.V. の協定書には規定されているが、これは構成員間の申し合せであって第三者は J.V. の責任として構成員の全員が共同連帯して責任を負うように主張することとなる。交通事故による損害賠償請求の訴訟では、全構成員が同様に被告となっている例が多い。また、甲型 J.V. で施工中の事故についても、各構成員の責任の度合については、なかなか話し合いがつかず、構成員が互いに他の構成員の出方をみており、機敏に処理できないこともある。

次に、用地買収の遅滞や地元住民の工事反対運動のために工区の一部は施工できなくて工事を中止しなければならない事態が生ずることがある。この場合に、構成員の分担している区間を変更して工事を継続させることはきわめて困難なことである。

#### (8) J.V. の工事成績の評定

発注者は、工事の施工中や竣工時において、その工事のできばえ・工程管理・安全管理・労務および資材の管理等について、その成績を評定して今後の発注等の参考とすることがある。乙型 J.V. で施工した場合には、構成員ごとにその分担工事について評定することができるが、この場合においても、工事工程における構成員間の連係・共同して使用する土取り場の運営管理等における他の構成員のやり方などが、その構成員の成績に相当影響を与えていることが認められる。

また、甲型 J.V. によって施工した場合には、構成員

の全員に対して同一の成績評定を行なっているが、この場合においても、工種ごとに担当する構成員を決めていふこともあり、このようなときは、やはり個別に評定するほうが適当と思われる。

#### (9) J.V. の施工上の協定書の内容と施工実態

J.V. によって施工するに先立って、各構成員の分担する工事や権利・義務を明確にした協定書を作成しているが、発注者が受理した協定書の内容と実際に現場で施工されている状況がくい違っている場合がある。工事契約書に添付した協定書と違って、現場へ乗り込むまでに構成員が互いに話し合って、構造物等のやりとりすることがある。この場合、協定書を実態に合わせて修正しておかなければ、事故が発生した場合の責任の所在が不明確となり、発注者が事故処理をする場合に誤った判断決定をすることとなる。

このために、J.V. による施工において災害事故が発生した場合には、その事故に関して各構成員の責任の有無を慎重に調査して、指名停止・警告等の処分をその責任の軽重にしたがって行なわなければならない。

#### (10) J.V. の前払金

J.V. に支払われる前払金は、その代表者の銀行口座に振込まれることになるが、各構成員の分担工事額に応じて画一的に支出されることなく、工事を一体としてみて、前払金として使用しなければならない緊急度に応じて支出しなければならない。

### 4. おわりに

おわりに、最近の公共事業を展望すると、わが国経済は、社会資本の蓄積の不足、国民の福祉向上と生活優先への欲求、民間設備投資優先型から福祉と環境を重視する公共投資主導型への経済政策の方向転換等の理由によって、社会資本の増強充実が重要な課題となる時代へ突入した。

昭和 47 年度予算案によると、公共事業関係費は 2 兆 1 500 億円（国費ベース）と前年度当初比で 29.0% 増の大幅な伸びを実現しているが、建設省の推計によると、これに地方自治体の補助事業・単独事業を合わせると、47 年度公共事業の規模は、全体で 4 兆 5 000 億円に達する見通しである。

このような公共事業関係費の飛躍的な伸びに対して、世間では公共事業の完全消化を危ぶむ声も出ている。しかし、公共事業の実施のない手である建設業界においては、新技術の開発、能率的な施工方法の開拓等に各種の対策が推進されており、わが国経済の新時代に十分に対処できる体制がとられているが、この際、J.V. による施工方式についても建設業者間の協調を基盤としてその効用を大いに發揮することが望まれる。このためには J.V. による施工を単独の施工の集合に終らせることがなく、J.V. を有機的な結合体として完成させることによって、その構成員の施工能力を倍増させるように努めなければならない。

## 橋 1970-1971

定価 1700 円 (¥ 170) 一括の場合、送料は安  
くなります。

A4 判 102 頁・一部カラー刷・特上クロース製

土木学会田中賞受賞作品および応募作品を中心にとりまとめられた上記図書がこのたび刊行の運びとなりました。通巻 5 冊目です。本書は、その内容の一つにその年に完成した主要橋梁一覧を掲載しておりますが、橋梁工学のすう勢を知る上で最も適な資料かと思います。また、展望記事には図・写真を入れ、橋梁の設計をする上の参考ともなるかと考えられます。

#### ● 本号の内容 ●

横断歩道橋／1970 年度田中賞作品部門受賞作品・神戸大橋・加古川橋  
梁・富士川水管橋／鋼橋 1970 年の展望・荒川大橋・豊里大橋・笠戸大橋・  
新築井大橋・三頭橋・丸山大橋・芝浦橋・天王寺駅構内跨線道路橋・原口  
架道橋・アルミニウム合金歩道橋・油圧降下装置付手延架設機／コンクリ  
ート橋 1970 年の展望・上関大橋・多摩川橋梁・吉井川橋梁・神島大橋・  
丹沢橋梁・万国博覧会東ゲート橋・万国博覧会 9 号歩道橋・東関東自動車  
道の高架橋および跨高速道路橋／1970 年竣工主要橋梁一覧／橋梁建設に  
おける省力化／選考経過報告

